※所定疾患施設療養費算定状況

行われた場合に1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ:肺炎
ロ:尿路感染症
ハ:帯状疱疹
ニ:蜂窩織炎
算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
当該加算の加算開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により
前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和5年＊(2023)度　所定疾患施設療養費算定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
肺炎	2		1	3		1				1	3	1	12
日数	14		10	10		6				2	21	5	68
尿路感染症	4	4	5	8	7	5	11	1	10	11	19	10	95
日数	25	21	35	49	44	37	71	7	62	71	119	69	610
帯状疱疹													0
日数													0
蜂窩織炎	1					1		1		1		1	5
日数	6					5		4		6		9	30
合計人数	7	4	6	11	7	7	11	2	10	13	22	12	112
合計日数	45	21	45	59	44	48	71	11	62	79	140	83	708